

議第6号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月16日提出

市会運営委員会

委員長 黒川 勝

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会 11人

市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による市民・文化観光・消防委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による市民・文化観光・消防委員会において継続審査中の事件については、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会 11人
市民・文化観光・消防委員会

市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局の所管に属する事項
文化観光局

（第4号から第8号まで省略）